

一般社団法人全日本畜産振興事業中央会定款

平成21年3月16日設立認可

平成21年3月25日設立

平成21年5月22日定款変更

平成21年6月22日定款変更

平成22年5月24日定款変更

第1章 総則

(名称)

第1条 当法人は、一般社団法人全日本畜産振興事業中央会と称する。

(目的)

第2条 当法人は、畜産経営体の地位及び所得増大と安全な畜産物の生産に貢献し、以て我が国畜産産業の振興に寄与することを目的とし、次の事業を行う。

- (1) 畜産の振興対策に係る事業
- (2) 畜産経営の生産・流通の改善に必要な機械の整備に関する事業
- (3) 畜産経営の改善に関する資金を供給する事業
- (4) 畜産の経営、流通及び消費に関する情報提供に係る事業
- (5) 会員組織の業務円滑化及び各法人が行う事業の調整と支援
- (6) 前各号に附帯又は関連する事業

(主たる事務所の所在地)

第3条 当法人は、東京都港区麻布台2丁目2番1号に主たる事務所を置く。

(公告方法)

第4条 当法人の公告は、当法人の主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

第2章 会員

(入社)

第5条 当法人の会員は畜産経営者が組織する飼料荷受組合とし、当法人の目的に賛同し、入社したものを会員とする。

- 2 会員となるには当法人所定の様式による申込みをし、代表理事の承認を得るものとする。

(経費等の負担)

第6条 会員は、当法人の目的を達成するため、それに必要な経費を支払う義務を負う。

- 2 会員は、社員総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

(会員の資格喪失)

第7条 会員は、次の各号の一に該当する場合には、その資格を喪失する。

- (1) 退社したとき。
- (2) 成年被後見人又は被保佐人になったとき。

(3)死亡し、若しくは失踪宣言を受け、又は解散したとき。

(4)2年以上会費を滞納したとき。

(5)除名されたとき。

(6)総会員の同意があったとき。

(退社)

第8条 会員は、いつでも退社することができる。ただし、1ヶ月以上前に当法人に対して予告をするものとする。

(除名)

第9条 当法人の会員が、当法人の名誉を毀損し、若しくは当法人の目的に反する行為をしたとき、又は会員としての義務に違反したときは、社員総会の特別決議によりその会員を除名することができる。

(会員名簿)

第10条 当法人は、会員の氏名又は名称及び住所等を掲載した会員名簿を作成する。

第3章 社員

(社員)

第11条 当法人に社員を置く。

2 社員の総数は23名以内とする。

(社員選挙)

第12条 社員を選出するため、地域ごとに会員による社員選挙を行う。選挙に必要な細則は別途代表理事が定める。

(社員の任期)

第13条 社員の任期は、2年間とし、再任は妨げない。ただし、法律上認められた各種訴権を行使中の場合には、その間、当該社員の任期は終了しないこととする。

第4章 社員総会

(社員総会)

第14条 当法人の社員総会は、定時社員総会及び臨時社員総会とし、定時社員総会は、毎事業年度の終了後3ヶ月以内に開催し、臨時社員総会は必要に応じて開催する。

(招集権者)

第15条 社員総会の招集は、理事が過半数をもって決定し、代表理事が招集する。

2 社員総会の招集は、その会日の10日前までに、日時、場所及び議案を記載した書面をもって、社員に通知しなければならない。

(議長)

第16条 社員総会の議長は、出席した社員のうちから選出する。

(議決権)

第17条 社員は、各1個の議決権を有する。

(議決の方法)

第18条 社員総会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、総社員の議決権の過半数を有

する社員が出席し、出席した社員の議決権の過半数をもってこれを行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総社員の半数以上が出席し、総社員の総議決権数の3分の2以上に当る多数をもって行う。

- (1) 会員の除名
- (2) 定款の変更
- (3) 解散
- (4) その他法令に定めのある社員総会

(総会の書面又は代理人による裁決)

第19条 社員総会に出席できない社員は、第15条第2項の規定により予め通知された議案につき、書面議決書をもって議決又は委任状による代理人をもって議決を委任することができる。

2 第1項の書面議決書は、社員総会の会日の前日までに当法人に提出されないときは、無効とする。

3 第1項の代理人は、委任状を当法人に提出しなければならない。

4 第1項の規定により議決権を行使する者は、出席したものとみなす。

(議事録)

第20条 社員総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 議事録は、議長及び出席した理事が署名又は記名捺印する。

第5章 役員等

(役員員数等)

第21条 当法人は、役員として理事は3名以上9名以内及び監事1名以上3名以内を置く。

2 代表理事1名を置く。

(役員選任等)

第22条 役員は、社員総会の決議によって当法人の社員の中から選任する。ただし、必要があるときは、社員以外の者から選任することを妨げない。

2 代表理事は、理事の互選により選任する。

(役員制限)

第23条 理事の中には、当該理事の三親等内の親族若しくはそれらに準ずる者として以下の要件に該当する理事の合計数が、理事総数の3分の1を超えて含まれてはならない。監事についても同様とする。

- (1) 当該理事と事実上婚姻関係にある者
- (2) 当該理事の使用人若しくは当該理事から受ける金銭その他の財産によって生計を維持している者
- (3) 第1及び2号に掲げる者の三親等内の親族のうち、これらの者と生計を一にする者

2 前項のほか、理事の中には、公益社団法人又は公益財団法人を除く他の同様の団体の理事又は使用人である者及びその他これに準ずる者として以下の要件に該当する理事の合計数が、理事総数の3分の1を超えて含まれてはならない。監事についても同様とする。

- (1) 他の同様の団体の代表者、業務執行社員又は管理人
- (2) 国の機関、地方公共団体、独立行政法人、国立大学法人、大学共同利用機関法人、地方独

立行政法人、特殊法人、又は認可法人の職員。なお、国会議員及び地方公共団体の議会議員は除く。

(役員職務権限)

第24条 代表理事は、当法人を代表し、当法人の業務を理事の過半数をもって決定し、代表理事が専ら執行する。

2 監事は、財産及び会計の状況を監査する。

(役員任期)

第25条 役員任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結時までとする。ただし、再任を妨げない。

2 任期満了前に退任した役員補欠又は増員により選任された役員任期は、前任者又は在任役員任期の残存期間と同一とする。

3 当法人設立当初の理事任期は、第1項の規定にかかわらず、当法人が設立した日から平成22年度事業年度に関する定時総会の終了日までとする。

(役員報酬及び退職慰労金)

第26条 役員報酬及び退職慰労金は、社員総会の決議により定める。

(事務局及び運営委員会)

第27条 当法人の事務を処理するため、事務局を協同組合日本飼料工業会内に置く。

2 当法人の事業を推進するために必要があるときは、運営委員会を設置することができる。

3 事務局員及び運営委員会の委員は代表理事が任命する。

第6章 計算

(事業年度)

第28条 当法人の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月末日までの年1期とする。

第7章 雑則

(最初の事業年度)

第29条 当法人の最初の事業年度は、当法人成立の日から平成21年3月末日までとする。

(設立時役員)

第30条 当法人の設立時理事、設立時代表理事は、次のとおりである。

設立時理事 安部正昭

設立時理事 西原 登

設立時理事 森 志郎

設立時代表理事 森 志郎

(設立時社員)

第31条 当法人の設立時社員の氏名及び住所は、次のとおりである。

静岡県掛川市

設立時社員 安部正昭

宮崎県えびの市

設立時社員 西原 登

福島県いわき市

設立時社員 森 志郎

(剰余金の分配)

第32条 当法人の剰余金は、これを一切分配してはならない。

(残余財産の帰属)

第33条 当法人が解散(合併又は破産による解散を除く。)したときに残存する財産は、当会の目的と類似の公益目的を有する法人に寄附するものとする。

(法令の準拠)

第34条 この定款に規定のない事項は、すべて一般社団法人及び一般財団法人に関する法律並びにその他の法令によるものとする。

附則

平成21年3月16日制定の定款は、社員総会の議決があった日(平成21年5月22日)から変更する。

附則

平成21年5月22日制定の定款は、社員総会の議決があった日(平成21年6月22日)から変更する。

附則

- 1 平成21年6月22日制定の定款は、社員総会の議決があった日(平成22年5月24日)から変更する。
- 2 第25条第1項の役員の任期のうち、第2回定時社員総会で選任された監事の任期については、同条同項の規定にかかわらず、平成22年度事業年度に関する定時社員総会の最終日までとする。